

愛知県社会福祉審議会関係例規

1 社会福祉法（抄）

昭和26年法律第45号

（地方社会福祉審議会）

第7条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第8条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第9条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第10条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長1人を置く。委員長は会務を総理する。

（専門分科会）

第11条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第12条 第7条第1項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第1項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科

会を置く」とする。

(政令への委任)

第13条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

2 社会福祉法施行令（抄）

昭和33年政令第185号

（民生委員審査専門分科会）

第2条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

（審査部会）

第3条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

3 愛知県社会福祉審議会条例

平成12年愛知県条例第6号

(趣旨等)

第1条 この条例は、愛知県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第8条から第11条まで並びに社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第2条及び第3条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 社会福祉法第12条第1項の規定に基づき、審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させるものとする。

3 審議会は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十二条第四項の審議会その他の合議制の機関として、同項各号に掲げる事務を処理するものとする。

4 審議会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条の審議会その他の合議制の機関として、同条に規定する事項を調査審議するものとする。

(委員の任期等)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長の職務代理)

第3条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が調査審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会においては、委員長が議長となる。

4 審議会は、委員長（委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

5 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前二項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第5条 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）は、委員長が指名する委員及び臨時委員をもつて構成する。

- 2 専門分科会に専門分科会長を置き、専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。
- 3 専門分科会長は、専門分科会の事務を掌理する。
- 4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会に属する委員又は臨時委員のうちからその指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。
- 5 民生委員審査専門分科会に係る第2項及び前項の規定の適用については、第2項中「委員及び臨時委員」とあるのは「委員」と、前項中「委員又は臨時委員」とあるのは「委員」とする。
- 6 児童福祉専門分科会は、児童福祉に関する事項のほか、子ども・子育て支援法第七十二条第四項各号に掲げる事務に関する事項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二十五条に規定する事項を調査審議する。
- 7 審議会は、身体障害者福祉専門分科会のほか、必要に応じ、児童福祉専門分科会その他の専門分科会に審査部会を設けることができる。
- 8 専門分科会の運営に関し必要な事項は、専門分科会長が委員長の同意を得て定める。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に審議会の委員である者の任期は、第2条第1項の規定にかかわらず、平成14年5月20日までとする。

(愛知県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止)

- 3 愛知県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例（平成3年愛知県条例第4号）は、廃止する。

附 則（平成12年7月18日条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月22日条例第66号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成17年3月22日条例第28号）

この条例は、平成17年5月21日から施行する。

附 則（平成25年7月5日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年10月14日条例第61号）

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、

次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 愛知県社会福祉審議会及び児童福祉専門分科会は、この条例の施行の日前においても、改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第二十五条に規定する事項（同法第17条第3項の規定に係るものに限る。）を調査審議することができる。

附 則（平成二十八年十月十八日条例第五十号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年三月二十二日条例第十号）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

4 愛知県社会福祉審議会規程

(目 的)

第1条 この規程は、愛知県社会福祉審議会条例（平成12年愛知県条例第6号）第6条の規定に基づき、愛知県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(副委員長及びその職務)

第2条 審議会に、副委員長1人を置く。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。

(専門分科会の設置)

第3条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第11条第1項及び第12条第2項並びに社会福祉法施行令（昭和38年政令第185号）第3条第1項に定めるもののほか、審議会に、必要に応じ、その他の専門分科会（以下「分科会」という。）を置くことができる。

2 児童福祉専門分科会に、別表1左欄に掲げる審査部会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議するものとする。

(副分科会長及びその職務)

第4条 分科会に、副分科会長1人を置く。

2 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、副分科会長がその職務を行う。

(部会長、副部会長及びその職務)

第5条 審査部会に、部会長及び副部会長各1人を置く。

2 部会長は、その審査部会の事務を掌理する。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を行う。

(専門分科会への委任)

第6条 審議会は、子ども・子育て支援法第72条第4項各号に掲げる事項について調査審議するときは、児童福祉専門分科会の決議をもって審議会の決議または意見とする。

(審査部会への委任)

第7条 審議会は、身体障害者の障害程度の審査、特別障害者手当の障害程度の審査、身体障害者手帳の交付申請に添える診断書を発行する医師の指定及び指定の取消し並びに更生医療の給付を行う医療機関の指定及び指定の取消しに関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議または意見とする。

2 審議会は、別表1右欄に掲げる事項に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議又は意見とする。

(調査研究会議の開催)

第8条 審議会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、別途調査研究会議を開催することができる。

(議事録の作成及び会議の公開等)

第9条 審議会の会議については、議事録を作成し、会議の長が指名した委員2名が、これに署名するものとする。

2 議事録の保存年限は5年間とする。

3 審議会の会議は原則として公開するものとする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合又は会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、審議会が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときはこの限りでない。

4 分科会及び審査部会の公開については、前項の規定を準用する。

(会議の特例)

第10条 委員長は、緊急の必要があると認めた場合、その他やむを得ない事由がある場合には、調査審議事項を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は可否を問うことをもって、審議会の会議に代えることができる。

2 委員は、前項の意見又は可否の表明の際、署名、押印し出席に代えるものとする。

(事務局)

第11条 この審議会の事務局を福祉局福祉部福祉総務課福祉企画室に置く。

附 則

この規程は、昭和44年2月19日から施行する。ただし、第3条第3項に定める審査部会に関しては、昭和44年4月1日から施行する。

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

この規程は、昭和61年1月12日から施行する。

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

この規程は、昭和62年8月18日から施行する。

この規程は、平成元年3月13日から施行する。

この規程は、平成3年5月23日から施行する。

この規程は、平成3年7月1日から施行する。

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年8月23日から施行する。

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

この規程は、平成17年5月21日から施行する。

この規程は、平成19年2月6日から施行する。

この規程は、平成21年3月25日から施行する。ただし、別表1に掲げる児童措置審査部会の調査審議事項(3)に関しては、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年7月11日から施行する。

この規程は、平成 26 年 12 月 10 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 8 月 3 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 3 月 3 1 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別 表 1

名 称	調 査 審 議 事 項
里 親 審 査 部 会	児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）による児童の里親の認定の適否に関すること。
児 童 措 置 審 査 部 会	(1) 児童福祉法により調査審議が必要とされる要保護児童の処遇に関すること。 (2) 愛知県が関与していた児童虐待による死亡事例等の検証に関すること。 (3) 児童福祉法に定める県が所管行政庁となる被措置児童等虐待（通所児童虐待等審査部会の所管を除く。）に関すること。
幼保連携型認定こども園 審 査 部 会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）により調査審議が必要とされる幼保連携型認定こども園の設置の認可等及びその他幼保連携型認定こども園に関すること。
保 育 所 審 査 部 会	児童福祉法により調査審議が必要とされる保育所の設置の認可等に関すること。
入所児童等意見審査部会	児童福祉法により調査審議が必要とされる入所児童等の意見又は意向に関すること。
通所児童虐待等審査部会	(1) 児童福祉法に定める県が所管行政庁となる被措置児童等虐待（一時預かり事業、病児保育事業、保育所、児童館及び認可外保育施設に限る。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める入園児虐待に関すること。 (2) 児童福祉法により調査審議が必要とされる保育士の再登録に関すること。

5 愛知県社会福祉審議会の傍聴に関する要領

1 傍聴人の決定

会議の傍聴人は、委員長が決定する。

2 傍聴人の定員

会議における傍聴人の定員は、10人とする。

3 傍聴申込み

傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書（様式1又は様式2）により、委員長（事務局）に申し込むものとする。

なお、傍聴の申込みは会議開催当日、開会予定時刻の30分前から、会場の受付にて開始し（6に定める申込みの場合を除く。）、会議開始の10分前に締め切る。

4 定員を超えた場合の取扱い

締切り時に、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、傍聴申込書の提出者のうちから、抽選により定員までの傍聴人を決定する。

5 傍聴証等の交付

傍聴人には、当日、傍聴証（様式3）、傍聴人心得（別紙）及び会議資料又はその概要を交付する。

傍聴人は、傍聴証を左胸に着用して、会議開会予定時刻までに入室し、傍聴人心得を遵守するものとする。

6 傍聴時の支援等を希望する場合の申込み

傍聴を希望する者が、視覚障害又は聴覚障害のため、傍聴に際して、点字による会議資料の交付、手話通訳者による通訳又は要約筆記者による筆記を希望する場合は、会議開催の1週間前までに会議傍聴申込書（様式2）により、委員長（事務局）に申し込むことができる。

7 傍聴席に入ることができない者

次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。

- (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって委員長が許可した場合は、この限りではない。
- (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
- (5) 写真機、録音機、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、委員長が許可した場合は、この限りではない。
- (6) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

8 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに席を離れないこと。
- (2) 帽子、外とうの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、委員長が許可した場合

は、この限りではない。

- (3) 携帯電話及びポケットベルについては、使用できないよう電源を切ること。
- (4) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (6) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 私話し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
- (8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。

9 写真、映画等の撮影及び録音の禁止

傍聴人は、傍聴席においては、写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、委員長が許可した場合は、この限りではない。

10 委員長の指示

委員長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は委員長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。

11 施行年月日

この要領は、平成14年10月1日から施行する。

様式1、様式2、様式3、傍聴人心得 略